ACSES ニュースレター_２０６５号（2021 年 3 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第 3 号）〈官報〉
[2] 海外の化学物質管理情報
○国際：２件　　○欧州：８件　　○米国：４件　　○オーストラリア：１件

富貴草（フッキソウ）

****

[1] 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第 3 号）

［官報］　令和 3 年 3 月 25 日　号外　第 68 号　6～46 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210325/20210325g00068/20210325g000680006f.html

○環境省令第３号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 25 日　　環境大臣　　小泉進次郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
第四条及び第六条まで　削除	第四条及び第五条　　削除
（受理書） （削る）	（受理書） 第六条　都道府県知事又は市長は、法第五条第項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする
（光ディスクによる手続） 第九条の二の四　第三条第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条の二第二項の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十	（光ディスクによる手続） 第九条の二の四　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、

の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一（別紙一から別紙十五までを含む。）による届出書 二　様式第二の二（別紙を含む。）による届出書 三　様式第五による届出書 四　様式第六による届出書 五　様式第七による届出書 六　様式第十による届出書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第二条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。
（光ディスクの構造） **第九条の二の五**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） **第九条の二の五**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第九条の二の六**　第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（削る）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） 第九条の二の七　第九条の二の四のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　届出年月日

様式第十の二を次のように改める。（略）

様式第四　削除

様式第 10 の２　　―省略―

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（削る）	（ばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書） 第九条　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の届出を受理したときは、様式第二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出） 第九条　第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。 ２　（略）	（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出） 第九条の二　法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。 ２　（略）
（削る）	（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書） 第九条の三　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
第十条の三　削除	（特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書） 第十条の三　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の七第一項の届出を受理したときは、様式第三の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） 第十三条の二　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の四第一項、第十	（フレキシブルディスクによる手続） 第十三条の二　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及

条の五第一項、第十一条及び第十二条の規定による届出書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書 二　様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書 三　様式第三（別紙一から別紙四までを含む。）による届出書 四　様式第三の二（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書 五　様式第三の四による届出書 六　様式第三の五（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書 七　様式第四による届出書 八　様式第五による届出書 九　様式第六による届出書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第十三条第一項の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第六の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。
（光ディスクの構造） 第十三条の三　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） 第十三条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） 第十三条の四　第十三条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五

（削る）	三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第十三条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） 第十三条の五　第十三条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　届出年月日

様式第二を削り、様式第二の二を次のように改め、同様式を様式第二とする。

様式第２　　―省略―

別紙１　　―省略―

別紙２　　―省略―

様式第二の三を削る。

様式第三の三を次のように改める。

様式第三の三　削除

様式第三の六を削る。

様式第六の二を次のように改める。

様式第６の２　　―省略―

（騒音規制法施行規則の一部改正）

第三条　騒音規制法施行規則（昭和四十六年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（受理書） 第七条　削除	（受理書） 第七条　市町村長は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の届出を受理したときは、様式第五による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） 第十一条　第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第八条、第九条及び第十条第一項の規定による届出書並びにその添附書類（以下この条において「届	（フレキシブルディスクによる手続） 第十一条　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十のフレキシブルディスク提出書（以下「フ

出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	レキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、市町村長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一による届出書 二　様式第二による届出書 三　様式第三による届出書 四　様式第四による届出書 五　様式第六による届出書 六　様式第七による届出書 七　様式第八による届出書 八　様式第九による届出書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第三条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。
（光ディスクの構造） **第十二条**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） **第十二条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第十三条の四**　第十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第十一条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（削る）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） 第十四条　第十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　届出年月日

様式第五を次のように改める。

様式第五　削除

様式第十を次のように改める。

様式第 10　　―省略―

様式第十一中「第 15 条関係」を「第 13 条関係」に改める。

（悪臭防止法施行規則の一部改正）

第四条　悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（光ディスクによる手続） 第二十六条　第十三条、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十九条（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書並びにその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十二号の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） 第二十六条　申請者は次の各号に掲げる申請書の提出に代えて、当該申請書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十二号のフレキシブルディスク提出書を、環境大臣（第二十二条第一項及び第二項の規定により、指定機関に試験検査事務及び免状に関する事務を行わせる場合にあっては、当該指定機関の代表者）に提出することができる。 一　様式第二号による申請書 二　様式第三号による申請書 三　様式第四号による申請書 四　様式第五号による申請書 五　様式第七号による申請書 六　様式第九号による申請書 ２　前項のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ ３　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前項第一号

	のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二二、同項第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八付属書一 ４　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 ５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　申請者の氏名 二　申請年月日
（光ディスクの構造） 第二十七条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。（新規） 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（新規）
第二十八条　（略）	第二十七条　（略）

様式第十二号を次のように改める。

様式第 12 号　―省略―

様式第十三号及び様式第十四号中「第 27 条関係」を「第 28 条関係」に改める。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（光ディスクによる手続） 第九条の二　第三条第二項の規定による申請書並びに第五条、第八条及び第九条の規定による届出書並びにこれらの添附書面（以下この条において「申請書	（フレキシブルディスクによる手続） 第九条の二　申請人又は届出者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第九のフレキシブルディスク提出書

等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第九の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による申請又は届出をしたときは、その提出を受けた関係府県知事又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第八条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる書類による申請又は届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一（別紙一から別紙七までを含む。）による申請書 二　様式第二（別紙一から別紙七までを含む。）による届出書 三　様式第五による届出書 四　様式第七による届出書 五　様式第八による届出書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第二条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第九のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。
（光ディスクの構造） **第九条の三**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） **第九条の三**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第九条の四**　第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三 文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一によ

（削る）	る制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） 第九条の五　第九条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　申請人又は届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　申請年月日又は届出年月日

様式第九を次のように改める。

様式第９　　―省略―

（振動規制法施行規則の一部改正）

第六条　振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
第七条　削除	第七条　市町村長は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の届出を受理したときは、様式第五による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） 第十条の二　第四条第一項、第五条、第六条第一項、第八条、第九条及び第十条第一項の規定による届出書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） 第十条の二　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、市町村長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一による届出書 二　様式第二による届出書 三　様式第三による届出書 四　様式第四による届出書 五　様式第六による届出書 六　様式第七による届出書 七　様式第八による届出書 八　様式第九による届出書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第三条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。

（光ディスクの構造） **第十条の三**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一 日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二 日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） **第十条の三**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一 日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二 日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第十条の四**　第十条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第十条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
（削る）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第十条の五**　第十条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　届出年月日

様式第五を次のように改める。

様式第五　削除

様式第十を次のように改める。

様式第 10　　―省略―

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（光ディスクによる手続） 第九条の二　第五条第二項、第六条第一項、第七条第一項、第八条及び第九条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） 第九条の二　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十二条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一による届出書 二　様式第二による届出書 三　様式第三による届出書 四　様式第四による届出書 五　様式第五による届出書 六　様式第六による届出書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第四条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第六の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。
（光ディスクの構造） 第九条の三　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（フレキシブルディスクの構造） 第九条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） 第九条の四　第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一

（削る）	２　第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） 第九条の五　第九条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二　届出年月日

様式第六の二を次のように改める。

様式第６の２　　―省略―

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
第十二条　削除	第十二条　都道府県知事又は市長は、法第十一条又は第十三条第一項の届出を受理したときは、様式第七による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） 第十四条の二　第八条第二項、第九条第二項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十三条並びに第十四条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） 第十四条の二　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第二による届出書 二　様式第三による届出書 三　様式第四による届出書 四　様式第五による届出書 五　様式第六による届出書 六　様式第八による届出書 七　様式第九による届出書 八　様式第十による届出書

	２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第七条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。
（光ディスクの構造） **第十四条の三**　前条の光は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。	（フレキシブルディスクの構造） **第十四条の三**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第十四条の四**　第十四条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第十四条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
（削る）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第十四条の五**　第十四条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 二　届出年月日

様式第七を次のように改める。

様式第七　削除

様式第十の二を次のように改める。

様式第 10 の２　　―省略―

（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
	（受理書）
第五条　削除	第五条　削除第五条 都道府県知事又は令第八条に定める市の長（以下「指定都市の長等」という。）は、法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出を受理したときは、様式第二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） 第十条　第四条第一項、第六条及び第七条の規定による届出書並びに第八条の規定による報告書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第七の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） 第十条 届出者又は報告者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第七のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出又は法第二十八条第三項の規定による報告をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は指定都市の長等は、そのフレキシブルディスク等の提出を次の各号に掲げる書類による届出又は報告に代えて、受理することができる。 一　様式第一（別紙一から別紙六までを含む。）による届出書 二　様式第三による届出書 三　様式第四による届出書 四　様式第五による届出書 五　様式第六（別紙を含む。）による報告書 ２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、前条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第七のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。
（光ディスクの構造） 第十一条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。	（フレキシブルディスクの構造） 第十一条　前条第一項のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミ	二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

リメートルの光ディスク	
	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十二条　削除	第十二条　第十条第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一 ２　第十条第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第十三条　削除	第十三条　第十条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　届出者又は報告者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 二　届出年月日又は報告年月日
（政令で定める市の長の通知すべき事項）	（指定都市の長等の通知すべき事項）
第十八条　（略）	第十八条　（略）

様式第一別紙二を次のように改める。

別紙第２　―省略―

様式第二を次のように改める。

様式第二　削除

様式第六を次のように改める。

様式第６　―省略―

別紙１、別紙２　―省略―

様式第七を次のように改める。

様式第７　―省略―

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第十条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（手数料） 第二十二条　（略） ２　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書（第二十六条の規定により光ディスク及び光ディスク提出書を提出する場合にあっては、当該光ディスク提出書）に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。 ３　（略） 第二十三条～第二十五条　（略） （光ディスクによる手続） 第二十六条　第一条第一項、第三条第一項及び第十六条の規定による申請書並びに第十八条第二項及び第二十一条の規定による届出書並びにこれらの添付書類（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。 （光ディスクの構造） 第二十七条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。（新規）一日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク （立入検査の身分証明書） 第二十八条　法第五十四条第五項及び第六項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。 第二十九条　（略）	（手数料） 第二十二条　（略） ２　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。 ３　（略） 第二十三条～第二十五条　（略） （新規） （新規） （立入検査の身分証明書） 第二十六条　法第五十四条第五項及び第六項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。 第二十七条　（略）

様式第一、様式第二及び様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改める。

様式第十一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改める。

様式第十二中「第二十六条関係」を「第二十八条関係」に改め、同様式を様式第十三とし、様式第十一の次に次の一様式を加える。

様式第十二　―省略―

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

第十一条　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認） **第十六条**　（略） ２　（略） ３　都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。 一　工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの<u>又は</u>当該工場<u>若しくは</u>事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。 二・三　（略） ４・５　（略） （掘削前調査の方法） **第五十九条の二**　（略） ２～４　（略） ５　指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壌の採取を行うものとする。 一～七　（略） 八　基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号までに掲げる土壌に当該地層が<u>含まれない</u>ときは、当該地　層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限　る。） ６～10　（略） **第五十九条の三～第七十六条の二**　（略） （光ディスクによる手続） <u>**第七十七条**</u>　第一条第二項、第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項、第三十条の二第一項並びに第四十二条の二第二項及び第四項の規定による報告書、第三条第四項、第十六	（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認） **第十六条**　（略） ２　（略） ３　都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。 一　工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの<u>、</u>当該工場<u>又は</u>事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。 二・三　（略） ４・５　（略） （掘削前調査の方法） **第五十九条の二**　（略） ２～４　（略） ５　指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壌の採取を行うものとする。 一～七　（略） 八　基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号までに掲げる土壌に当該地層が<u>含まれる</u>ときは、当該地　層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限　る。） ６～10　（略） **第五十九条の三～第七十六条の二**　（略） （新規）

条第一項、第四十四条第一項（第五十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十六条第一項（第五十条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十九条の二第一項、第五十四条及び第六十条第一項の規定による申請書、第十六条第五項、第十九条第一項、第二十一条の二第一項、第二十三条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項（第五十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十二条の二第一項、第五十二条の五第一項、第五十二条の六第一項及び第二項、第五十二条の七第一項、第五十九条の二第二項第三号イ、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項並びに第七十四条の規定による届出書並びに第三十六条の三第一項及び第三十七条の規定による計画並びにこれらの添付図面及び添付書類（以下この条において「報告書等」という。）の提出については、当該報告書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第三十一の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	
（光ディスクの構造） 第七十八条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	（新規）
（立入検査の身分証明書） 第七十九条　法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第三十二のとおりとする。	（立入検査の身分証明書） 第七十七条　法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第三十一のとおりとする。
第八十条　（略）	第七十八条　（略）

様式第三十一中「第七十七条関係」を「第七十九条関係」に改め、同様式を様式第三十二とし、様式第三十の次に次の一様式を加える。

様式第三十一　　―省略―

（汚染土壌処理業に関する省令の一部改正）

第十二条　汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前

第一条～第十七条　（略） （光ディスクによる手続） 第十八条　第二条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第二項の規定による申請書、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による届出書並びに第十三条第三項の規定による報告書並びにこれらの添付書類及び添付図面（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十一の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。 （光ディスクの構造） 第十九条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	第一条～第十七条　（略） （新規） （新規）

様式第十の次に次の一様式を加える。

様式第十一　　―省略―

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十三条　大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則第十条の五及び第十条の六の改正規定を次のように改める。

改　正　後	改　正　前
（水銀排出施設の設置等の届出） 第十条の五　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 ２　法第十八条の二十三第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） ３　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項	（水銀排出施設の設置等の届出） 第十条の五　法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 ２　法第十八条の二十八第二項（第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） ３　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項

を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。 （削る）	を記載した書類の全部又は一部に代えて、様式第一による届出年月日を申告させることができる。 （水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書） 第十条の六　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第二の二の改正規定を削る。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定を次のように改める。

様式第３の５　　―省略―

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の六の改正規定を削る。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則第十条の六の改正規定を削る。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則第十三条の二の改正規定を次のように改める。

改　正　後	改　正　前
（光ディスクによる手続） 第十三条の二　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の四第一項、第十条の五第一項、第十一条、第十二条及び第十六条の十一第四項の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（光ディスクによる手続） 第十三条の二　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の四第一項、第十条の五第一項、第十一条及び第十二条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の六の改正規定を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[2] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 525 号 2021 年 3 月 24 日　から＞

〇国際

・IOMC webinar series in support of SAICM and the Beyond 2020 process [PDF]

＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://www.globalwebinars.org/

OECD は、2021/3/29 に化学物質の健全な管理のための組織間プログラム（IOMC）の Web セミナーを開催することを案内している。これは 2020 年以降の化学物質や廃棄物の健全な管理のために、工業化学品、農薬、および廃棄物の違法な取引や移動に対処することに関するもの。

・「EU 以外の国の POPs 条約の PFOA の規制動向を教えてください。また、コンタミは、25ppb 以下の含有であれば、適合していると宣言できるでしょうか。」

＜中小企業基盤整備機構　2021 年 3 月 19 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1383.html

標記記事が掲載された。

○欧州

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/785
＜欧州委員会(EC)　2021 年 3 月 15 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170903?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、メチル＝２－（メチルアミノ）ベンゾアート（Methyl N-methylanthranilate (MN-MA)）(CAS RN 85-91-6) の化粧品への使用に関し欧州化粧品規則（EU）No 1223/2009 を改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この規則(案)は、MN-MA の最大濃度をリーブオン化粧品で 0.1%、リンスオフ化粧品で 0.2%に制限すること、ニトロソ化剤との併用を禁止し、ニトロソアミンの最大含有量を 50 マイクロ g/kg に制限することなどを提案するもの。この通報への意見提出は 2021/5/14 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_1890_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_1890_01_e.pdf
・Sustainable products initiative
＜欧州委員会(EC)　2021 年 3 月 17 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12567-Sustainable-Products-Initiative
欧州委員会は、エコデザイン指令を改訂し、必要に応じて追加の立法措置を提案する持続可能な製品イニシアチブへの意見募集を開始した。このイニシアチブでは、電子機器や ICT 機器、織物製品、家具、セメント、化学薬品などに含まれる有害な化学物質の存在にも対処すると説明している。
意見提出は 2021/6/9 まで。
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 15 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、１，２－ベンゾチアゾリン－３－オン（CAS RN 2634-33-5）およびベンゼン－１，４－ジアミンのＮ，Ｎ’－（フェニル及びトリル混合）誘導体（CAS RN 68953-84-4）の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/5/14 まで。
・Harmonised classification and labelling targeted consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 15 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-targeted-consultations
ECHA は、４－アミノ－６－ｔｅｒｔ－ブチル－３－（メチルスルファニル）－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（CAS RN 21087-64-9）の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案に関し 、2020 年に公開協議された CLH ドシエ中に誤植があったことから、それを訂正しコメントが正確に反映できるように意見募集を開始した。意見提出は 2021/3/29 まで。
・Supporting Montenegro and Serbia to prepare for EU chemicals laws
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/supporting-montenegro-and-serbia-to-prepare-for-eu-chemicals-laws
ECHA は、欧州への加盟に先立ち、能力構築にむけ、加盟しようとする諸国を支援している。過去 10 年間、モンテネグロとセルビア共和国は、化学物質管理の法的な枠組みを欧州の枠組みと整合させることに取り組んでおり、ECHA は 2011 年より作業を支援している。新しい調査では、両国は欧州の化学物質法を執行することに的を絞った支援を必要としていることが報告されている。
・ECHA Weekly - 17 March 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 17 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-17-march-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/3/17 版を掲載した。
・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 17 日＞

https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence

ECHA は、１，４－ジオキサン（CAS RN 123-91-1）および１，４－ジオキサンを成分または不純物として含む物質、特に物質自体または混合物中の物質の製造、使用、市場開発、製造や使用における放出に関する情報を収集することを目的とする意見および証拠の募集を開始した。情報提供は 2021/6/17 まで。

・Current Testing Proposals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 18 日＞

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 24 物質に対する 31 件の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/5/3 まで。

○米国

・Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6(h); Request for Comments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 16 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/16/2021-05138/regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsca-section-6h-request-for

EPA は、「公衆衛生と環境の保護および気候危機に取り組むための科学の回復」と題された大統領令およびその他の大統領令や指令に従い、2021/1/6 に官報公示された難分解性・生体蓄積性・毒性(PBT)を有する特定の 5 物質に対する TSCA 第 6 条(h)に基づく最終規則に、追加の意見募集を行う提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は 2021/5/17 まで。

・Pesticides; Final Guidance for Waiving Acute Dermal Toxicity Tests for Pesticide Technical Chemicals and Supporting Retrospective Analysis; Notice of Availability

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 17 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/17/2021-05535/pesticides-final-guidance-for-waiving-acute-dermal-toxicity-tests-for-pesticide-technical-chemicals

EPA は、「農薬技術化学物質の急性経皮毒性試験の免除と遡及的分析を支援するためのガイダンス」の最終文書が利用可能となったことを官報公示した。

・Clean Water Act Effluent Limitations Guidelines and Standards for the Organic Chemicals, Plastics and Synthetic Fibers Point Source Category

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 17 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/17/2021-05402/clean-water-act-effluent-limitations-guidelines-and-standards-for-the-organic-chemicals-plastics-and

EPA は、ペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）の製造者からの排出に対処するため、有機化学品、プラスチック、および合成繊維（OCPSF）に適用される排水制限ガイドライン、前処理基準、および新しい発生源パフォーマンス基準に関連する潜在的な将来のルール作成をサポートするために、水質浄化法（CWA）に基づき、さらなるデータ収集と分析を開始している。EPA は、OCPSF の製造者や配合者など、PFAS を排出する可能性のある施設を有するいくつかの産業を特定しており、それらのデータを公開し意見募集する提案規則策定の事前通知（ANPRM）を官報公示した。意見提出は 2021/5/17 まで。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal of an Existing Collection and Request for Comment; User Fees for the Administration of the Toxic Substances Control Act (TSCA)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 19 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/19/2021-05778/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-of-an-existing-collection-and-request-for

EPA は、「TSCA の管理のためのユーザー料金」と題され、(EPA ICR No. 2569.02)で識別される情報収集要求（ICR）を行政管理予算局（OMB）に提出する意図を官報公示した。これは現在の ICR が 2021/10/31 に期限切れとなるため、更新

することを目的としたもの。この通知への意見提出は2021/5/18まで。

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 16 March 2021

＜オーストラリア　2021年3月16日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-16-march-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、審査証明書の発行後5年が経過した7物質を、工業化学品法（IC Act 2019)第82条に従い、オーストラリア工業化学品インベントリに追加した。

********** 以上 **********